

学校いじめ防止基本方針

板野町 板野中学校

1. いじめの防止に関する基本的な考え方

○ いじめの定義

いじめとは当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、心身の苦痛を感じているもの。(インターネットを通じて行われるものを含む)

○ いじめに対する共通認識

教育活動全体を通じ、学校全体が一丸となって、全ての生徒に「いじめは絶対許されない」ことの理解を促し、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度を養う。

2. いじめの未然防止

○ いじめ問題への取り組みにあたっては、学校全体で組織的な取り組みを進める必要がある。とりわけ「いじめを生まない土壌づくり」をめざす未然防止の活動は、すべての教職員にとって日々実践することが求められる。また、学校生活の中で起こる生徒同士の日常的なトラブルが、いじめへと発展していくことのないように未然防止を図る必要がある。

(1) 常日頃から「いじめを許さない」ということを授業や集会を通して繰り返し指導し、生徒や保護者が学校を信頼し、安心して学校生活が送れるような基盤を作る。

(2) 学級・学校運営を充実させ、互いに認め合い、支え合う集団を育てる。

(3) 教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育を実践し、思いやりの心や規範意識が身につくような指導を継続して行う。

(4) 必要に応じて学年集会や全校集会を開いて生徒に日々の自分の言動を振り返り、反省させる機会をつくる。また生徒自らがいじめについて考え、主体的にいじめをなくす態度も育てる。

(5) 学級内に規律を持たせ、係活動や班活動でいじめを生んでしまう土壌を作らないようにする。

(6) 生徒会執行部、人権ボランティア委員会(いじめ防止子ども委員会)を中心に「いじめ防止」を目的とした活動を行う。

(7) 過去のいじめ事例をもとに全教職員で事例検討を行い、未然防止に役立てる。

(8) 日頃から、家庭・地域・関係機関と連携を強化しておく。

(9) インターネットを通じて行われるいじめに対する「情報モラル教育」を推進する。

県がネットパトロールを実施していること、インターネット上の写真や文書は消去が困難であること、刑事罰や民事罰等が適用される場合があることにも触れて指導を行う。

(10) 生徒が被災し、避難所に避難した場合は、互いが協力し合い、支え合う人間関係

を築くことができる力を育てる。

3. 学校いじめ対策組織

校長、教頭、生徒指導主事（担当）、人権教育主事、学年主任、養護教諭
特別支援コーディネーター、教育相談コーディネーター、スクールカウンセラー
状況に応じ、他の教職員、学校医等を追加する。

⇕連携

板野町教育委員会
板野町子ども家庭総合支援センター
徳島板野警察署生活安全課
徳島県中央こども女性相談センター
徳島県教育委員会いじめ・不登校対策課

4. いじめの認知

いじめそのものである「いじめの芽」や「いじめの兆候」を、まだ「芽」や「兆候」だからいじめではないと捉え、いじめを見落とすことがあってはならない。いじめを見落とさないためにも「芽」や「兆候」についても定義に従いいじめとして認知する。

また、いじめの認知件数が多いことは、教職員の目が行き届いていることであると考え、正確に認知し、しっかりと対応していくことが大切である。

5. いじめの早期発見

○ いじめは、早期発見・早期対応が早期解決につながる。そのために、日頃から教職員と生徒の信頼関係の構築を心掛け、全教職員が自覚と責任を持って、生徒が発するサインを見逃さず適宜対応に努める。

- (1) 「いじめ発見のための観察ポイント」等を使用しつつ、休み時間や放課後の生徒の様子にも目を配り、早期対応を行う。
- (2) 全生徒を対象としたいじめ発見のための「アンケート調査」を定期的(5月、10月、2月)に実施することに加え、「明日への扉」の記述等から生徒の悩みや対人関係での状況をきめ細かく把握する。必要があれば速やかに個別対応を行う。
- (3) 教育相談を年間2回(6月と10～11月)実施し、生徒の状況を把握する。
- (4) 生徒指導委員会(相談班)で気になる生徒の共通理解を図るとともに、担任だけに任せるのではなく、学年団からサポート教員をつけ、複数の教員で指導できる体制を作る。
- (5) スクールカウンセラーに相談に行きやすい体制を作る。
- (6) 子供の SOS 相談窓口を周知・啓発する。

- (7) 特にインターネットを通じて行われるいじめに関しては、生徒からの情報によるところが大きいため、いじめに関する情報が早期に得られるよう、生徒との信頼関係構築を図る。
- (8) いじめられていても、本人がそれを否定する場合もあるため、「心身の苦痛を感じているもの」との用件を限定して解釈せず、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察して確認する必要がある。

6. いじめへの早期対応

- 特定の教職員で抱え込まず、速やかに学校いじめ対策組織において対応する。被害生徒を守るとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。その際、謝罪や責任の所在が形式的なものにならないよう注意し、社会性の向上、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を心がける。
- (1) いじめの兆候を感じたときは担任や学年主任が家庭と密接に連絡を取り合い、家庭での状況を把握したうえで連携して指導にあたる。
- (2) 生徒指導主事を中心に集めた情報を学年団で共通理解を図り、指導体制、指導方針を決定し、迅速に対応する。適宜管理職には報告・連絡・相談を行う。
- (3) 「いじめかもしれない」という姿勢で初期対応に当たる。
- (4) 「一般的ないじめ行為」か「重大事態」かを判断し、状況に応じた対応をする。
- (5) 関係機関と連携し、「いじめを受けた生徒又はその保護者に対する支援」「いじめを行った生徒に対する指導」「いじめを行った生徒の保護者に対する助言」を区別して適切に行う。
- (6) **重大事態とは、①いじめにより当該学校に在籍する生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。又は、②いじめにより当該学校に在籍する生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めたとき。この2つの少なくともいずれか一方に該当する場合をいう。**

7. いじめへの対応（いじめ防止等の対策のための組織的対応）

- いじめを認知した場合、教職員が一人で抱え込まず、学校いじめ対策組織において対応する。校長、教頭、生徒指導主事（担当）、人権教育主事、学年主任、養護教諭、教育相談コーディネーター、特別支援コーディネーター、スクールカウンセラーを中心に指導方針を立てて組織的に取り組み、事案の状況に応じて柔軟かつ適切に対応する。（状況によっては関係諸機関と連携）

【一般的ないじめの場合】

- (1) いじめの訴えがあったり、いじめの現場を発見したりした場合は直ちに関係生徒から事情を聴取し、正確な事実関係の把握を行い、生徒指導委員会を中心に指導方針を立てて組織的に取り組む。
- (2) いじめの被害者について、いじめられている生徒の心情をしっかりと受け止め、徹底して守り抜くという姿勢を持って対応する。
- (3) いじめられた本人や保護者の気持ちに寄り添い、要望や相談に適切に対応する。またスクールカウンセラーなどの専門家とも連携しながら進める。

- (4) いじめの加害者については「いじめは絶対に許されない」との強い認識を教師が持ち、まずいじめをやめさせる。そして「なぜそのようないじめをしたのか」という原因を生徒の背景にも目を向けながら教育相談を通して生徒と共に考え、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- (5) いじめられた生徒に安心して教育を受けられるように必要な措置をとる。また、いじめが解消したとみられる場合でも、引き続き十分な観察を行い、必要な指導や心のケアを継続的に行う。特に配慮が必要な生徒の指導については、日常的に当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行い、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に継続して行う。
- (6) 事案によっては、県教育委員会と連携し「阿波っ子スクールサポートチーム」や「スクールプロフェッサー」、「スクールロイヤー」の派遣を要請したり、外部専門家の力を借りたりして対応する。
- (7) いじめが起きた集団に対する働きかけを学校全体で行う。
- (8) いじめの早期解決につながるよう積極的にいじめを認知し全校体制で取り組む。
- (9) いじめの解消状態とは、次の二項目が満たされていることとするが、再発の可能性を踏まえ、日常的に注意深く見守る。
 - ① 少なくとも3か月間を目安とする。学校いじめ対策組織において、より長期間を設定できる。
 - ② いじめを受けた生徒が、心身の苦痛を感じていないこと。組織委員で面談等を実施する。

【「重大事態」の場合】

- ①いじめにより当該学校に在籍する生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。又は、②いじめにより当該学校に在籍する生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めたとき。この2つの少なくともいずれか一方に該当する場合を「重大事態」という。
- 重大事態が生じ学校が調査主体になるときは、「重大事態への対応マニュアル」に従って、迅速かつ丁寧な調査を行う。
- (1) 恐喝、暴行、傷害等の犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案は、ためらうことなく警察や関係機関と連携をとる。
 - (2) いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じそうな場合や生じた場合は、板野町教育委員会と連携をとり出席停止などの措置も検討する。
 - (3) 事案によっては、県教育委員会と連携し「阿波っ子スクールサポートチーム」や「スクールプロフェッサー」、「スクールロイヤー」の派遣を要請したり、外部専門家の力を借りたりして対応する。
 - (4) 重大事態が発生した旨を町教育委員会に速やかに報告する。
 - (5) 生徒に対するアンケート調査、教員・生徒に対する聞き取り等により、事実の把握に努める。
 - (6) いじめが起きた集団に対する働きかけを学校全体で行う。

8. 取組の評価

- (1) PDCA サイクルの考え方に従い、いじめ解決への取組が適切に行われていたか検証する。学校評価と教員評価の項目に位置づけ、達成目標設定とその達成状況の評価をする。
- (2) 年度末に「学校いじめ防止基本方針」の点検・見直しをする。

9. 年間計画（いじめ防止プログラム）

4 月	・担任は引き継ぎの際、過去にあったいじめを把握し、前担任から詳しい話を聞き取る。 ・学級開きで「いじめを許さず」、「いじめのない学級づくりをする」と、担任から宣言する。 ・三者面談等で生徒のいじめにつながる言動がないか保護者と共通理解を図る。 ・学級内の規範意識の醸成。係活動、清掃活動、給食当番の徹底。 ・班活動の実施。 ・昨年度配慮を要した生徒について確認する。
5 月	・Q-u テスト第 1 回実施。 ・担任以外も給食指導に参加し、学級の様子について複眼的視点で対応する。 ・生徒指導委員会(相談班)で、配慮を要する生徒へ、学年団・管理職で対応する体制を構築する。 ・業間巡視を行い、生徒の状況について注視する。(巡視については年度間継続とする) ・全校生徒にいじめアンケート(第 1 回)を実施。結果については全教職員で共有する。
6 月	・いじめアンケート集計表が配られて一週間以内に学年部会を開き、事案ごとに学年団で共通理解と対応を考える。 ・必要な情報は、学校いじめ対策組織に報告する。 ・Q-u テスト結果をもとに、学校生活で孤立感を持っている生徒を把握し、共通理解する。 ・教育相談を全校生徒に対して実施する。(第 1 回目のいじめアンケート、Q-u テスト結果を考慮して担任が面接する)
7 月	・三者面談ではいじめに対する問題行動にも焦点をあてて面談を行う。 ・気になる生徒の状況を共通理解し、全教職員に周知するとともに、夏季休業中の留意点について確認する。
夏休み	・1 学期にいじめを受けた生徒には、夏休み中に担任等が家庭訪問をする等、2 学期以降の不安を取りのぞき、安心して登校できるように支援する。 ・部活動顧問とも連携し、生徒の状況を把握する。
9 月	・夏休み明けの生徒の状態を見て、担任だけに負担をかけないフォロー体制を構築する。

9 月	・学校行事への参加状況を注視し、学級内での人間関係づくりに学年団で取り組む。
10 月	・全校生徒にいじめアンケート第2回を実施。結果については全教職員で共有する。 ・いじめアンケート集計表が配られて一週間以内に学年部会を開き、事案ごとに学年団で共通理解と対応を考える。 ・必要な情報は、学校いじめ対策組織に報告する。 ・全校生徒に対し、Q-u テスト第2回を実施。
11 月	・Q-u テスト結果をもとに、学校生活で孤立感を持っている生徒を把握し、共通理解する。 ・教育相談を全校生徒に対して実施する。(第2回目のいじめアンケート、Q-u テスト結果を考慮して担任が面接する)
12 月	・三者面談でいじめに対する問題行動にも焦点をあてて面談を行う。
冬休み	・2学期にいじめを受けた生徒には、冬休み中に担任等が家庭訪問をする等、3学期以降の不安を取りのぞき、安心して登校できるように支援する。
1 月	・冬休み明けの生徒の状態を見て、担任だけに負担をかけないフォロー体制を構築する。
2 月	・全校生徒にいじめアンケート第3回を実施する。結果については全教職員で共有する。 ・集計表が配られて一週間以内に学年部会を開き、事案ごとに学年団で共通理解と対応を考える。 ・必要な情報は、学校いじめ対策組織に報告する。
3 月	・担任は今年度あったいじめに関する事案を整理し、次年度への引き継ぎ内容をまとめる。

※校内研修（いじめ事例検討会等）は夏季または冬季長期休業中に実施する。

※教職員が認知したいじめ（いじめにつながる行為も含む）の状況調査を毎月（8月以外）実施し、全職員で共通理解する。

※スマートフォン等の正しい利用方法やインターネットの危険性について理解させる安全教室等を実施する。